

平成 25 年 6 月 14 日
企業会計基準委員会

IASB の改訂公開草案「リース」 に関する意見の募集

平成 25 年（2013 年）5 月 16 日に、国際会計基準審議会（IASB）は、米国財務会計基準審議会（FASB）と共同して、改訂公開草案「リース」（以下「改訂公開草案」という。）を公表しました。この改訂公開草案は、現行の国際会計基準（IAS）第 17 号「リース」を改訂するものです。リースは広範な企業が利用する取引形態であり、当該改訂公開草案には、これらの企業に影響を及ぼす可能性のある提案が含まれていません。

企業会計基準委員会（ASBJ）では、これまで、リースに関する IASB と FASB の共同の取組みについて、国際的に高品質の会計基準となるよう、IASB 及び FASB との定期協議やコメント・レターの提出などを通じ、継続的に意見発信を行ってきました。

このような中、当委員会では、改訂公開草案の提案内容が我が国に与える影響を理解し、我が国の視点から改善を求めべき点を早期に把握した上で、IASB 及び FASB に対して引き続き意見発信を行っていくため、改訂公開草案の提案について、広く市場関係者から意見を募ることと致しました。

ご意見をお寄せ頂くにあたり、改訂公開草案に含まれている質問項目を添付していますが【別紙 1】、これらの質問にご回答頂く形式でも、それに限らずご意見を頂く形式でも、いずれでも構いません。また、質問のすべてについてご回答頂く必要もありません。

改訂公開草案の詳細は、IASB のホームページ上で閲覧可能です¹。また、理解に資するために、改訂公開草案の和訳を、本意見募集に添付するとともに、我が国の会計基準と改訂公開草案の主な違いについて、比較表を添付しています【別紙 2】。

この改訂公開草案についてご意見がある方は、平成 25 年 8 月 20 日（火）までに、原則として電子メールにより、文書で下記までお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメント等を当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り

¹

<http://www.ifrs.org/Alerts/ProjectUpdate/Pages/IASB-and-FASB-propose-changes-to-lease-accounting-May-2013.aspx>

扱わないことを、あらかじめご了承ください。

なお、IASB に対するコメント（コメント期限は平成 25 年 9 月 13 日（金））については、本意見募集にかかわらず、直接ご提出頂くよう、お願い致します。

電子メール： les-re-ed@asb.or.jp

【別紙 1】

改訂公開草案に関する質問

以下は、改訂公開草案に含まれるIASBとFASB（以下、総称して「両審議会」といいます）による質問部分の抜粋（和訳）です（質問の前提となる提案の要約を含む）。なお、お寄せ頂くご意見は、これらの質問に対するものに限られるものではなく、また、質問のすべてについてご回答頂く必要もありません。

（以下、改訂公開草案の質問部分の抜粋）

コメント提出者への質問

両審議会は、個人及び組織に、本改訂公開草案における提案、特に、下記の質問に対してコメントすることを要請している。コメント提出者は、質問のすべてに回答する必要はない。

コメントは、本提案への賛成者にも反対者にも要請している。コメントは、関連する論点又は質問を特定して明確に説明してあると非常に有用である。ある提案に反対する人々には、提案する代替案を、可能ならば具体的な論拠及び事例を付けて記述することが求められる。

コメント提出者は、1通のコメント・レターをIASBかFASBのいずれかに提出されたい。両審議会は、受け取ったすべてのコメント・レターを共同で検討する。

範 囲

質問 1：リースの識別

本改訂公開草案は、リースを「資産（原資産）を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約」と定義している。企業は、ある契約がリースを含んでいるかどうかを、次のことを評価することにより判定することになる。

- (a) 当該契約の履行が特定された資産の使用に依存するかどうか
- (b) 当該契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転するかどうか

契約は、顧客が特定された資産の使用を指図する能力及びその使用から得られる便益を受け取る能力を有している場合には、資産の使用を支配する権利を移転する。

リースの定義及び契約がリースを含んでいるかどうかを企業が判定する方法に関

する第 6 項から第 19 項の要求事項案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、リースをどのように定義するのか。リースの定義案の適用が困難であるか又は取引の経済性を反映しないという結論に至ると考える具体的な事実関係があれば、示していただきたい。

会計処理モデル

本改訂公開草案は、リースから生じた資産及び負債の認識を企業に要求することになる。

リースの会計処理方法を検討する際に、借手及び貸手は、リースの分類を、借手が原資産に組み込まれた経済的便益の重大でないとはいえない部分²を消費すると見込まれるかどうかに基づいて行うことになる。

本改訂公開草案は、企業がこの消費の原則を適用することを要求することになる。これは、不動産のリースはタイプ B のリースであり、不動産以外の資産のリースはタイプ A のリースであると推定することにより行われる。ただし、所定の分類の要件に該当する場合は除く。そうした分類要件は、不動産のリースと不動産以外の資産のリースとで異なっている。不動産（土地の要素が組み込まれていることが多い）と不動産以外の資産との性質の相違を反映するためである。

両審議会は、一部のリースについては、分類要件の適用により、消費の原則を追加的な要求事項なしに適用するとした場合と異なる結果が生じることを承知している。しかし、本改訂公開草案は、提案を単純化するため、企業がリースの分類を第 29 項から第 31 項の分類要件を適用して行うことを要求している。

借手の会計処理

借手は次のことを行うことになる。

- (a) すべてのリースについて、使用権資産とリース負債を認識し、リース料総額の現在価値で当初測定する（借手が短期リースについて認識免除規定の適用を選択する場合を除く）。
- (b) タイプ A のリースについては、リース負債を償却原価ベースで事後測定し、使用権資産の償却を借手が使用権資産の将来の経済的便益を消費すると見込んでいるパターンを反映する規則的な方法で行う。借手は、リース負債に係る割引の巻戻しを使

² 改訂公開草案の質問部分の原文では、「重大でないとはいえない部分」は“more than an insignificant portion”と表記されている。

用権資産の償却と区別して利息として表示する。

- (c) タイプ B のリースについては、リース負債を償却原価ベースで事後測定し、各期間における使用権資産の償却を、借手が合計のリース費用をリース期間にわたり定額で認識することとなるように行う。各期間において、借手は、リース負債に係る割引の巻戻しを使用権資産の償却と合算した単一のリース費用を表示する。

貸手の会計処理

貸手は次のことを行うことになる。

- (a) タイプ A のリースについては、原資産の認識の中止を行い、リース債権及び残存資産を認識する。貸手は次の両方を認識する。
- (i) リース債権と残存資産の双方に係る割引の巻戻しをリース期間にわたり金利収益として
 - (ii) リースに係る利益（第 74 項で記述）があれば開始日に
- (b) タイプ B のリース（及び貸手が短期リースについて免除規定の適用を選択する場合の短期リース）については、原資産の認識を継続し、リース収益をリース期間にわたり通常は定額法で認識する。

質問 2：借手の会計処理

リースから生じる費用及びキャッシュ・フローの認識、測定及び表示は、借手が原資産に組み込まれた経済的便益の重大でないとはいえない部分を消費すると見込まれるかどうかに応じて、異なるリースについては異なるものとするに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような代替的なアプローチを提案するか、その理由は何か。

質問 3：貸手の会計処理

貸手が、借手が原資産に組み込まれた経済的便益の重大でないとはいえない部分を消費すると見込まれるかどうかに応じて、異なるリースについては異なる会計処理アプローチを適用することに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような代替的なアプローチを提案するか、その理由は何か。

質問 4：リースの分類

原資産に組み込まれた経済的便益についての借手の予想される消費に関する原則を、第 28 項から第 34 項に示した要求事項を用いて適用すること（原資産が不動産であるかどうかによって異なることとなる）に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような代替的なアプローチを提案するか、その理由は何か。

測定

本改訂公開草案は、借手及び貸手がリースから生じた資産及び負債を次のような基礎で測定することを要求することになる。

- (a) 解約不能期間に次の両方の期間を加えた期間として決定されるリース期間を反映する。
 - (i) リースを延長するオプションの対象期間（借手が当該オプションを行使する重大な経済的インセンティブを有している場合）
 - (ii) リースを解約するオプションの対象期間（借手が当該オプションを行使しない重大な経済的インセンティブを有している場合）
- (b) 固定リース料及び指数又は率（消費者物価指数又は市場金利など）に応じて決まる変動リース料を含めるが、他の変動リース料は除外する（実質的な固定リース料である場合は例外とする）。借手及び貸手は、指数又は率に応じて決まる変動リース料を、開始日現在の当該指標又は率を用いて測定する。

次のいずれかに該当する場合には、借手はリース負債の測定を見直し、貸手はリース債権の測定を見直す。

- (a) リース期間の変更を生じることになる関連のある要因の変化がある（B6 項で記述）。
- (b) リース料の算定に使用される指標又は率の変更がある。

質問 5：リース期間

リース期間に関する提案（関連する要因の変化があった場合のリース期間の見直しを含む）に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、借手及び貸手がリース期間をどのように決定することを提案するか、その理由は何か。

質問 6 : 変動リース料

変動リース料の測定に関する提案(リース料の算定に使用される指標又は率の変更があった場合の見直しを含む)に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、借手及び貸手が変動リース料をどのように会計処理することを提案するか、その理由は何か。

経過措置

質問 7 : 経過措置

C2 項から C22 項では、借手及び貸手は、リースの認識及び測定を、表示する最も古い期間の期首において、修正遡及アプローチ又は完全遡及アプローチのいずれかを用いて行うことになる」と述べている。当該提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような経過措置を提案するか、その理由は何か。

両審議会が検討すべき追加的な経過措置の論点はあるか。その場合、その内容及び理由は何か。

開示

質問 8 : 開示

第 58 項から第 67 項及び第 98 項から第 109 項では、借手及び貸手に対する開示要求を示している。それらの提案には、次の事項が含まれている。割引前のリース料の満期分析、財政状態計算書に認識された金額の調整表、リースに関する記述的開示(変動リース料及びオプションに関する情報を含む)などである。これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか、その理由は何か。

(ASBJ による注 : 質問 9 (未公開企業)、質問 10 及び 11 (関連当事者) については、FASB からのみの質問であるので、ここでの抜粋を省略した。)

IAS 第 40 号「投資不動産」

質問 12 (IASB のみ) : IAS 第 40 号の結果的修正

IASB は、本改訂公開草案における提案の結果としての他の IFRS の修正を提案しており、これには IAS 第 40 号「投資不動産」の修正が含まれる。IAS 第 40 号の修正では、不動産のリースから生じた使用権資産は、リースされている不動産が投資不動産の定義

に該当する場合には、IAS 第 40 号の範囲に含めると提案している。これは、現行の IAS 第 40 号の範囲からの変更となる。現在は、オペレーティング・リースに基づいて保有している不動産が投資不動産の定義に該当する場合に、投資不動産として IAS 第 40 号の公正価値モデルを用いて会計処理することを認めているが、要求はしていない。

使用権資産は、リースされている不動産が投資不動産の定義に該当する場合には、IAS 第 40 号の範囲に含めることに同意するか。反対の場合、どのような代替案を提案するか、その理由は何か。

【別紙 2】

我が国の会計基準と改訂公開草案の提案の主な相違点

項目	相違点	
1. リースの分類	我が国の会計基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ リース取引は、ファイナンス・リース取引かオペレーティング・リース取引に分類される。(企業会計基準第 13 号 リース取引に関する会計基準 (以下、「会計基準」) 第 5 項、第 6 項)。 ・ ファイナンス・リース取引は、所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リース取引に分類される (会計基準 第 8 項)。 ・ リース料総額の現在価値が見積購入価額の概ね 90%以上、又は、解約不能リース期間がリース物件の経済的耐用年数の概ね 75%以上の場合は、ファイナンス・リース取引に分類される (企業会計基準適用指針第 16 号 リース取引に関する会計基準の適用指針 (以下、「適用指針」) 第 9 項)。
	改訂公開草案の提案 (括弧内は改訂公開草案の項数である (以下同様))	<ul style="list-style-type: none"> ・ リースは、タイプ A のリース又はタイプ B のリースに分類される (第 28 項)。 ・ 原資産が不動産ではない場合には、以下のいずれかに該当する場合を除き、タイプ A のリースとして分類する (第 29 項)。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ リース期間が、原資産の経済的耐用年数全体のうち重大ではない部分である。 ➤ リース料総額の現在価値が、開始日現在の原資産の公正価値に比べて重大ではない。 ・ 原資産が不動産である場合には、以下のいずれかに該当する場合を除き、タイプ B のリースとして分類する (第 30 項)。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ リース期間が、原資産の残りの経済的耐用年数全体の大部分である。 ➤ リース料総額の現在価値が、開始日現在の原資産の公正価値のほぼ全額である。
2. 借手の会計処理 (当)	我が国の会計基準	<p><u>ファイナンス・リース取引</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸手の購入価額が明らかな場合、リース資産及びリース

初認識、測定)		<p>負債を以下のとおりに計上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 所有権移転ファイナンス・リース取引：貸手の購入価額 ➤ 所有権移転外ファイナンス・リース取引：貸手の購入価額とリース料総額の現在価値のいずれか低い金額 <p>・ 貸手の購入価額が不明な場合、リース資産及びリース負債を以下のとおりに計上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ リース料総額の現在価値と見積現金購入価額のいずれか低い額 <p>(以上、適用指針 第 22 項、第 37 項)</p> <p><u>オペレーティング・リース取引</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の賃貸借処理に係る方法に準じて会計処理を行う (会計基準 第 15 項)。リース資産とリース負債は認識されない。
改訂公開草案の提案		<p><u>タイプ A リース、タイプ B リース共通</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の測定に基づき使用権資産及びリース負債を認識する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ リース負債：リース料総額 (lease payments) の現在価値 (第 38 項(a)) ➤ 使用権資産：リース負債の測定値に当初直接コスト等を加える (第 40 項)。 ◇ 上記のリース料総額には、リース期間中 (下の「6. リース期間の決定方法」を参照) の以下のものが含まれる (第 39 項)。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 固定支払 (貸手から受け取るべきリース・インセンティブを控除) (b) 変動リース料のうち指数または率 (消費者物価指数や市場金利など) に応じて決まるもの (開始日現在の指数または率を用いて当初測定) (c) 変動リース料のうち実質的な固定支払であるもの (d) 残価保証に基づいて借手が支払うと見込まれる金額

		<p>(e) 購入オプションの行使価格（借手が当該オプションを行使する重大な経済的インセンティブを有している場合）</p> <p>(f) リースの解約のためのペナルティの支払い（リース期間が借手がリースを解約するオプションを行使することを反映している場合）</p>
3. 借手の会計処理（事後測定、開始日後の純損益）	我が国の会計基準	<p><u>ファイナンス・リース取引</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎期のリース料支払いは、原則として、利息相当部分とリース債務の元本返済部分とに区分計算し、前者を支払利息として処理し、後者はリース債務の元本返済として処理する（適用指針 第 23 項、第 38 項）。 ・ 利息相当額の総額をリース期間中の各期に配分する方法は、原則として利息法による（適用指針 第 24 項、第 39 項）。 ・ リース資産の償却： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 所有権移転ファイナンス・リース取引：自己所有資産と同様の償却方法により償却する（適用指針 第 42 項）。 ➢ 所有権移転外ファイナンス・リース取引：企業の実態に応じ、自己所有の固定資産とは異なる償却方法を選択することができる（適用指針 第 28 項）。 <p><u>オペレーティング・リース取引</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の賃貸借処理に係る方法に準じて会計処理する（会計基準 第 15 項）。
	改訂公開草案の提案	<p><u>タイプ A リース</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リース負債：リース負債に係る割引の巻戻しを反映するように増額し（利息費用）、帳簿価額を当期中に行ったリース料支払を反映するように減額する（第 41 項 (a)、第 42 項 (a)）。 ・ 使用権資産：定額法等で償却する（第 47 項）。 <p><u>タイプ B リース</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リース負債に係る割引の巻戻しと使用権資産の償却を

		<p>合算した単一のリース費用を認識する。当該リース費用は、リース期間にわたり定額となるように計算される(第42項(b))。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース負債:タイプAリースと同様である(第41項(a))。 ・使用権資産:定額に計算されたリース費用から、リース負債に係る割引の巻戻しによる利息費用を控除することにより、使用権資産の償却費を計算する(第50項)。
4. 貸手の会計処理(当初認識、測定、開始日の純損益)	我が国の会計基準	<p><u>ファイナンス・リース取引</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下のいずれかの方法を継続的に適用する。(適用指針第51項、第61項)。 ①リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法 ②リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法 ③売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法 ・製品又は商品の販売が主たる事業である企業が、貸手としてリース取引もしている場合、製作価額又は現金購入価額と現金販売価額に差があるときは、当該差額はリース物件の販売益とする(適用指針第56項)。 <p><u>オペレーティング・リース取引</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の賃貸借処理に係る方法に準じて会計処理する(会計基準第15項)。
	改訂公開草案の提案	<p><u>タイプAリース</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原資産の認識の中止を行い、以下の金額でリース債権及び残存資産を認識する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤リース債権:リース料総額の現在価値に当初直接コストがあれば加算する(第69項(a))。 ◇リース料総額には、リース期間中(下の「6.リース期間の決定方法」を参照)の以下のものが含まれる(第70項)。 <ul style="list-style-type: none"> (a)固定支払(借手に支払うべきリース・インセンティブを控除) (b)変動リース料のうち指数又は率(消費者物価指数や市場金利など)に応

		<p>じて決まるもの（開始日現在の指数又は率を用いて当初測定）</p> <p>(c) 変動リース料のうち実質的な固定支払であるもの</p> <p>(d) 残価保証として構成されたリース料</p> <p>(e) 購入オプションの行使価格（借手が当該オプションを行使する重大な経済的インセンティブを有している場合）</p> <p>(f) リースの解約のためのペナルティの支払い（リース期間が借手がリースを解約するオプションを行使することを反映している場合）</p> <p>➤ 残存資産：以下の $A + B - C$（第 69 項 (b)、第 71 項、第 72 項）</p> <p style="padding-left: 40px;">A = リース期間の終了後に貸手が原資産から得ると見込んでいる金額の現在価値</p> <p style="padding-left: 40px;">B = リース債権の計算には含まれていないが貸手が借手に課す利率の算定には含まれている、予想変動リース料総額の現在価値</p> <p style="padding-left: 40px;">C = 残存資産に含まれる未稼得利益</p> <p>・ 原資産の公正価値が帳簿価額よりも大きい場合には、その差額を開始日に認識する利益と未稼得利益（上記 C に該当）とに配分する（第 73 項）。</p> <p>➤ 開始日に認識する利益：当該差額にリース料総額の現在価値を乗じて、原資産の公正価値で除した金額を開始日に認識する利益とする（第 74 項）。</p> <p>➤ 未稼得利益：当該差額から、開始日に認識した利益を控除した金額として算定する（第 75 項）。</p> <p><u>タイプ B リース</u></p> <p>・ 原資産の認識を継続する（第 96 項、BC 第 273 項）。</p>
5. 貸手の会計処理（事後測定、開始日後の純損益）	我が国の会計基準	<p><u>ファイナンス・リース取引</u></p> <p>・ 上記「4. 貸手の会計処理（当初認識、測定、開始日の純損益）」の記述を参照。</p> <p>・ 利息相当額の総額をリース期間中の各期に配分する方法は、原則として利息法による（会計基準 第 14 項、適</p>

		<p>用指針 第 53 項、第 63 項)。</p> <p><u>オペレーティング・リース取引</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の貸借借処理に係る方法に準じて会計処理する(会計基準 第 15 項)。
	改訂公開草案の提案	<p><u>タイプ A リース</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リース債権及び残存資産を以下のように事後測定する。また、当該事後測定から開始日後の純損益が認識される。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ リース債権：当期中の割引の巻戻し分を増額し、リース料受取分を減額することにより測定する(第 76 項(a))。当該増額は、金利収益として純損益に認識される(第 77 項(a))。 ➤ 残存資産：割引の巻戻し分を増額した金額で測定する(第 76 項(b))。当該増額は金利収益として純損益に認識される(第 77 項(b))。 <p><u>タイプ B リース</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸手は、リース料をリース期間にわたりリース収益として純損益に認識する。その方法は、定額法又は別の規則的な方法のいずれかとする。(第 93 項)
6. リース期間の決定方法	我が国の会計基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解約不能のリース期間に、該当するリース取引が置かれている状況からみて借手が再リースを行う意思が明らかかな場合は、当該再リース期間を加える(適用指針 第 11 項)。
	改訂公開草案の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ リースの解約不能期間に次の両方を加えた期間とする(第 25 項)。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ リースを延長するオプションの対象期間(借手が当該オプションを行使する重大な経済的インセンティブを有している場合) ➤ リースを解約するオプションの対象期間(借手が当該オプションを行使しない重大な経済的インセンティブを有している場合) ◇ 借手の重大な経済的インセンティブの有無の評価をする際には、契約ベース、資産ベース、企業ベース及び市場ベースの4つの要因を全体

		的に考慮する ³ (第 26 項)。
7. 変動リース料の会計処理	我が国の会計基準	<ul style="list-style-type: none"> 我が国のリースに関する会計基準では、リース料が将来の一定の指標 (売上高等) により変動するリース取引など、特殊なリース取引については取り扱っていない (適用指針 第 90 項)。
	改訂公開草案の提案	<p><u>借手</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 指数又は率 (消費者物価指数や市場金利など) に応じて決まる変動リース料及び実質的に固定支払である変動リース料については、リース料総額に含める。つまりリース負債の測定に含める。(第 39 項 (b) (c)) 上記以外の変動リース料について以下のように扱う。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 当該支払の義務が生じた期間にリース負債に含まれていなかったものは純損益として認識する (第 42 項 (c))。 <p><u>貸手 タイプ A リース</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 指数又は率 (消費者物価指数や市場金利など) に応じて決まる変動リース料及び実質的に固定支払である変動リース料については、リース料総額に含める。つまりリース債権の測定に含める。(第 70 項 (b) (c)) 上記以外の変動リース料について以下のように扱う。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 当該収益が稼得された期間にリース債権に含まれていなかったものは純損益として認識する (第 77 項 (c))。 <p><u>貸手 タイプ B リース</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 変動リース料を当該収益が稼得された期間の純損益として認識する (第 95 項)。
8. 短期リースの会計処理	我が国の会計基準	<ul style="list-style-type: none"> リース期間が 1 年以内のリース取引は、通常の賃貸借処理に準じて会計処理を行うことができる (適用指針 第 34 項、第 35 項 (2)、第 45 項、第 46 項 (2))。

³ 当該評価に際して、例えば以下のような項目を考慮する (B5 項)。

- (1) オプション対象期間についての契約条件と現在の市場条件との比較
- (2) オプションの行使可能時点において借手にとって重大な経済価値を有すると見込まれる重要な賃借物件改良設備
- (3) 当該リースの解約及び新たなリースの締結に関するコスト
- (4) 借手の事業にとっての原資産の重要性

	改訂公開 草案の提 案	<ul style="list-style-type: none"> 短期リースの場合は、リース料総額をリース期間にわたり定額法により⁴純損益に認識することができる。 短期リースの定義は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 開始日において、契約により可能な最大限の期間が、延長オプションも含めて、12 か月以内であるリース。購入オプションを含んだリースは、短期リースではない。(付録 A)
9. 少額リース資産の会計処理	我が国の 会計基準	<ul style="list-style-type: none"> 所有権移転外ファイナンス・リース取引で、事業内容に照らして重要性の乏しい、リース契約 1 件当たりリース料総額が 300 万円以下のリース取引については、通常の貸借借処理に準じて会計処理を行うことができる（適用指針 第 34 項、第 35 項(3)）。
	改訂公開 草案の提 案	<ul style="list-style-type: none"> 日本基準のような簡便的な取り扱いはなく、一般の重要性の規定に従う。
10. 表示（借手）	我が国の 会計基準	<p>(ファイナンス・リース取引)</p> <p><u>貸借対照表項目</u></p> <ul style="list-style-type: none"> リース資産（会計基準 第 16 項）： <ul style="list-style-type: none"> ▶ 原則として、有形固定資産、無形固定資産の別に、一括してリース資産として表示する。 ▶ 有形固定資産又は無形固定資産に属する各科目に含めることもできる。 リース債務（会計基準 第 17 項）： <ul style="list-style-type: none"> ▶ 1 年以内に支払の期限が到来するものは流動負債に属するものとする。 ▶ 1 年を超えて支払の期限が到来するものは固定負債に属するものとする。 <p><u>損益計算書項目</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 上記「3. 借手の会計処理（事後測定、開始日後の純損益）」を参照のこと。
	改訂公開 草案の提 案	<p><u>財政状態計算書</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 以下を表示するか又は注記で開示する（第 54 項）。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 使用权資産（他の資産と区別）（タイプ A リースから生じたものと、タイプ B から生じたものを区別）

⁴ 貸手の場合は、「定額法又は別の規則的な方法（当該方法の方が原資産から収益を稼得するパターンをより適切に表す場合）のいずれかにより」となっている（第 119 項）。

		<ul style="list-style-type: none"> ➤ リース負債（他の負債と区別）（タイプ A リースから生じたものと、タイプ B から生じたものを区別） ・ 使用権資産及びリース負債を財政状態計算書において独立表示しない場合は、以下のように取り扱う（第 55 項）。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 使用権資産を、対応する原資産を所有していた場合に表示するのと同じ表示科目の中で表示する。 ➤ 財政状態計算書上のどの科目が使用権資産及びリース負債を含んでいるのかを開示する。 <p><u>純損益及びその他の包括利益計算書（第 56 項）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タイプ A リースでは、リース負債に係る割引の巻戻しと、使用権資産の償却とを分離して表示する。 ・ タイプ B リースでは、リース負債に係る割引の巻戻しと使用権資産の償却の合計で表示する。
11. 表示（貸手）	我が国の会計基準	<p>（ファイナンス・リース取引）</p> <p><u>貸借対照表項目</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産： <ul style="list-style-type: none"> ➤ 主目的たる営業取引により発生したものである場合：流動資産に表示する。 ➤ 営業の主目的以外の取引により発生したものである場合：1 年以内に入金の期限が到来するものは流動資産に表示し、入金の期限が 1 年を超えて到来するものは固定資産に表示する。 <p>（以上、会計基準 第 18 項）</p> <p><u>損益計算書項目</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記「4. 貸手の会計処理（当初認識、測定、開始日の純損益）」を参照のこと。
	改訂公開草案の提案	<p>（タイプ A リース）</p> <p><u>財政状態計算書</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リース資産（リース債権及び残存資産の帳簿価額の合計額）を、他の資産と区分して表示する（第 88 項）。 ・ リース債権の帳簿価額と残存資産の帳簿価額を、財政状

		<p>態計算書に表示するか、又は、注記で開示する（第 89 項）。</p> <p><u>純損益及びその他の包括利益計算書</u></p> <ul style="list-style-type: none"> リースから生じた収益を、純損益及びその他の包括利益計算書に表示するか、又は、注記で開示する（第 90 項）。 <ul style="list-style-type: none"> 表示しない場合には、どの表示科目に当該収益が含まれているかを開示する（第 90 項）。 開始日に認識された利益又は損失があれば、貸手の事業モデルを最も適切に反映する方法で表示する（第 91 項）。 <p>（タイプ B リース）</p> <ul style="list-style-type: none"> 会計処理については、上記「5. 貸手の会計処理（事後測定、開始日後の純損益）」に記載のとおりであり、改訂公開草案では特に表示に関する記載はない。
12. 開示（借手）	我が国の会計基準	<p><u>ファイナンス・リース取引</u></p> <ul style="list-style-type: none"> リース資産について、その内容（主な資産の種類等）及び減価償却の方法を注記する。ただし、重要性が乏しい場合には、当該注記を要しない。（会計基準 第 19 項） <p><u>オペレーティング・リース取引</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 解約不能のものに係る未経過リース料を、貸借対照表日後 1 年以内のリース期間に係るものと、1 年超に係るものとに区分して注記する。ただし、重要性が乏しい場合には、当該注記を要しない。（会計基準 第 22 項）
	改訂公開草案の提案	<p><u>タイプ A リース、タイプ B リース共通</u></p> <p><u>以下の項目を開示する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 定性的開示：リースに関する全般的な記述、変動リース料や延長・解約オプションの条件、残価保証の存在と条件など 定量的開示： <ul style="list-style-type: none"> 使用権資産の期首残高と期末残高の調整表 リース負債の期首残高と期末残高の調整表 リース負債の満期分析（最低限、最初の 5 年間の各年度に係るキャッシュ・フロー及び残りの年度に係る金額の合計を示す。）

		<p>➤ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 判断及びリスクに関する開示：重要な仮定及び判断 (以上、第 58 項から第 67 項)
13. 開示 (貸手)	我が国の会計基準	<p><u>ファイナンス・リース取引</u></p> <ul style="list-style-type: none"> リース投資資産について、将来のリース料を収受する権利 (リース料債権) 部分及び見積残存価額部分の金額 (各々、利息相当額控除前) 並びに受取利息相当額を注記する。ただし、重要性が乏しい場合には、当該注記を要しない。(会計基準 第 20 項) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分について、貸借対照表日後 5 年以内における 1 年ごとの回収予定額及び 5 年超の回収予定額を注記する。ただし、重要性が乏しい場合には、当該注記を要しない。(会計基準 第 21 項) <p><u>オペレーティング・リース取引</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 解約不能のものに係る未経過リース料を、貸借対照表日後 1 年以内のリース期間に係るものと、1 年超に係るものとに区分して注記する。ただし、重要性が乏しい場合には、当該注記を要しない。(会計基準 第 22 項)
	改訂公開草案の提案	<p><u>タイプ A リース、タイプ B リース共通</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 定性的開示：リースに関する全般的な記述、変動リース料、延長・解約オプション、購入オプションの条件など 定量的開示： <ul style="list-style-type: none"> ➤ リース収益項目の表 (リース取引から生じた収益の内訳表) ➤ リース債権 (タイプ A) ないしリース料 (タイプ B) の満期分析 (最低限、最初の 5 年間の各年度に係るキャッシュ・フロー及び残りの年度に係る金額の合計を示す。) 判断及びリスクに関する開示：重要な仮定及び判断 <p><u>タイプ A リース</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 定量的開示： <ul style="list-style-type: none"> ➤ リース債権の期首残高と期末残高の調整表

		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 残存資産の期首残高と期末残高の調整表 ➤ その他 ・ 判断及びリスクに関する開示：リースから生じるリスクの内容及び程度、残存資産のリスク管理に関する情報など <p>(以上、第 98 項から第 109 項)</p>
--	--	--

以上